

## 代表の概念に関する覚書(1)

—P・ロザンヴァロンによるフランス民主主義の歴史から—

只 野 雅 人<sup>※</sup>

- I はじめに
- II 代表の困難・未確定とフランス民主主義の歴史
  - 1. 民主的普遍主義と代表の困難—フランスの特殊性
  - 2. 「均衡民主制」、そして代表の「脱社会学化」? (以下、次号)
- III 政治的平等・人民主権と代表の多様性・多元性
- IV むすび

### I はじめに

#### (1)代表の「危機」「困難」

今日、代表民主制・議会制民主主義の機能不全や閉塞状況といった言葉は、いささか陳腐な響きさえもつ。とりわけ、日本においてはそうかもしれない。代表制の「危機」の指標は枚挙にいとまがない。しかし、言うまでもなく、「代表の危機」は何も今日に限ったものではない。戦間期を持ち出すまでもなく、戦後に限定してみても、代表民主制や議会制民主主義の「危機」はくり返し問題とされてきた。また、かかる状況は日本に固有のものでもない。「代表の危機」をテーマとした最近の特集の巻頭論文が指摘するように、「仮に今日代表制が危機の状況にあるとしても、それは決して過去に代表制の『黄金時代』があったことを意味するわけではなく、むしろ代表制はその生誕以来、つねに何らかの危機にさらされ続けてきたという認識<sup>1)</sup>から出発すべきであろう。そして、この「危機」は、いうまでもなく、外的要因のみならず、政治と社会をいかに接続するかという、近代代表制それ自体が当初より内包するある種の困難に起因している。

もとより、代表制が内包するこの困難の現れ方は決して一様ではない。そして、

※ 一橋大学大学院法学研究科助教授

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第1巻第1号2002年3月 ISSN 1347-0388

1) 宇野重規「序論 代表制の現在」社会科学研究52巻3号2頁。

この「政治システムと社会との間の距離の問題」<sup>2)</sup>を、「国民主権」の確立と共に最も急進的な形で表現したのが、フランス革命であった。代表の困難が最も先鋭的に表現されてきただけに、フランスにおける民主主義の歴史は、代表あるいは代表制の本質に関わる興味深い論点を鮮明に浮かび上がらせている。

このフランスにおける民主主義の歴史について、近年精力的に著作を発表し続けているのが、日本でもよく知られている歴史家・社会哲学者ピエール・ロザンヴァロンである。彼の福祉国家論については、すでに日本の憲法学においても紹介がなされているが<sup>3)</sup>、本稿は、『市民の聖別式—フランスにおける普通選挙の歴史』、『見出し難い人民—フランスにおける民主的代表の歴史』、そして『未完の民主主義—フランスにおける人民主権の歴史』<sup>4)</sup>の3冊の著作を通じ、普通選挙・代表・人民主権という3つの視角からロザンヴァロンが描くフランス民主主義の歴史を下敷きに、近代の代表制が内包する問題を素描することを主題とする。

ロザンヴァロンはフランス民主主義が提示してきた多様な問題を様々な視点から描き出しているが、もちろんその全てをここで取り上げることはできない。そうした多様な問題のうち、以下ではとりわけ、代表における等質性と多様性という問題に焦点を合わせつつ、フランス民主主義が内包してきた問題の一端を検討してみることとしたい。筆者は、このテーマに関し、かつて小考で検討を行ったことがある<sup>5)</sup>。しかし、準備不足や紙幅の制約もあり、ロザンヴァロンの3つの著書のうち、『見出し難い人民』の一部を取り上げたにすぎなかった。本稿はそ

---

2) P.Rosanvallon, 《Malaise dans la représentation》, F.Furet, J.Julliard et P.Rosanvallon, *La République du centre*, édition augmentée, Paris, Calmann-Lévy, 1988, p.161.

3) 樋口陽一『近代憲法学に於けるの論理と価値』(日本評論社1994年)157頁以下、今野健一「P・ロザンヴァロンの福祉国家論—福祉国家の再構成の視座を得るために」山形大学法政論叢第19号103頁等参照。「『福祉国家』の問題性はまさに近代国家における個人対国家という分極構造にこそ由来する」(樋口・前掲157頁)という「福祉国家論」に関するロザンヴァロンの視点は、本稿で論ずる民主主義の歴史とも通底している。

4) *Le sacre du citoyen. Histoire du suffrage universel en France*, Paris, Gallimard, 1992 ; *Le peuple introuvable. Histoire de la représentation démocratique en France*, Paris, Gallimard, 1998 ; *Démocratie inachevée. Histoire de la souveraineté du peuple en France*, Paris, Gallimard, 2000.

以下それぞれ、*Le sacre du citoyen*, *Le peuple introuvable*, *Démocratie inachevée*と略称する。前掲注(2)は、《Malaise dans la représentation》と表記する。

5) 拙稿「個人主義的代表観と多元的代表—P. ロザンヴァロンの所論を手がかりとして」杉原古稀『21世紀の立憲主義—現代憲法の歴史と課題』(勁草書房2000年)547頁。

れと重複する部分もあるが、他の2つの著作の視点をも加味しながら、改めて代表における等質性と多様性という問題について、ロザンヴァロンを手がかりとしつつ考察する(Ⅱ)。そのうえで、ロザンヴァロンの議論が、憲法学における代表の問題に何を示唆するのかを考えることとしたい。また、フランスと対比しつつ、代表の「困難」「危機」をめぐり日本の問題状況についても若干の検討を行うことにしたい(Ⅲ)。

## (2) フランス民主主義の歴史を描く視点

代表における等質性と多様性という本稿の主題の検討にはいるに先立ち、ロザンヴァロンが歴史として民主主義を描き出す際の基本的な視点について、まず最初に簡単に触れておくことにしたい。なぜ、またどのように、フランス民主主義の歴史を描くのか。ロザンヴァロンは民主主義の歴史について、次のように述べている。

「単に民主主義に歴史があるということが問題なのではない。よりラディカルに、民主主義が歴史なのだと思えるべきなのである。」<sup>6)</sup>

ロザンヴァロンにとって、民主主義とは、何より「異論の余地なき範疇化に常に抵抗し続けてきた体制の類型」<sup>7)</sup>である。それは、フランス民主主義が、フランス革命期におけるその確立の当初より、ある種の曖昧さあるいは未確定(indétermination)を内包してきたからである。そして、かかる曖昧さあるいは未確定は、民主主義を具体化する制度に関わるものというよりは、民主主義、更にはフランス政治の近代(modernité)それ自体に内在するものである。フランスが革命期に「国民主権」を確立しながら、その適切な表明形態をめぐり絶えず揺れ動いてきたのは、何よりこのためである<sup>8)</sup>。かかる認識に立つならば、予め民主

6) *Démocratie inachevée*, p.33. 以下の議論は、人民主権の歴史を論じた『未完の民主主義』からのものであるが、彼の描く普通選挙・代表の歴史にも共通した視点である。

7) *Ibid.*, p.10.

8) 民主主義をどう具体化するのか(とりわけ民主主義と代表民主制との関係)という問題は、もちろんフランスに限ったものではない。例えば建国期のアメリカにおいても、民主主義はある種の曖昧さを内包しており、周知のように、フェデラリスツとアンチ・フェデラリスツとの対立があった。しかし、ロザンヴァロンによれば、①「貴族制の亡霊」が存在しなかったアメリカではエリート支配を受容しうる歴史的文化的条件があったこと、②代表民主制と民主主義との関係をめぐる議論が、フランスとは異なり「政治的近代(modernité politique)」内部の議論であり、

主義を定義することから出発するわけにはいかなくなる。「近代政治を考えるには、その未確定・問題性から出発せねばならない」<sup>9)</sup>のである。ロザンヴァロンが民主主義を歴史として描く理由のひとつはここにある。

加えてロザンヴァロンは、民主主義あるいは政治の歴史を、単に社会史としてではなく、哲学史としても捉える必要性を強調する。「哲学史が必然的に社会史を引き継ぎ拡大せねばならない」理由について、ロザンヴァロンは次のように説明している。やや長くなるが、彼の民主主義史に通底する視点であるので、以下に引用する。

「こうしたアプローチは、社会的表象 *représentation sociale*<sup>10)</sup> は単にイデオロギーの秩序と同視されえず、社会的関係を一定の与件を映し出す予断の諸形態に帰着させ、単純な《理念》を構成することはできないと考える。政治の哲学史の特性は、イデオロギーや予断を超えて積極的な社会的表象が存在していると強調することである。それらが組織化する知的精神的枠組みの内部で、歴史のある瞬間に様々な可能性のための一定の領域が形づくられるのである。これらの表象を真剣に受け止めることが重要である。」<sup>11)</sup>

この引用部分からも窺われるように、「政治の哲学史」というアプローチは、現実の力関係の中で完成に至らなかった体制が、徐々に確立していくという歴史観に立つものではない。しかし他方、それは偉大な思想家・哲学者、あるいは議会での雄弁な政治家の議論にのみ着目し、民衆や現実の社会的政治的関係に目を閉ざすものでもない。それは、「人々の闘争と世界の表象との交錯点を常に捉えようとすること」で「鎖の両端をつなぐ」という企図である。そこでの政治は、何より、「社会の社会自体に対する働きかけの場」として捉えられることにな

---

「現実的均衡形態」を発見し得たこと、③アメリカは「共和制」という代表民主制の同義語の発見によって、フランスでは先鋭化された近代政治のアポリアを解決し得たと信じることができたこと、の3点において、フランスとは相違があるとする (*Ibid.*, p.28 et s.)。

本稿の中心的テーマである代表の領域においても、後述のように、多元的な利益や集団の存在を許容する国々とは異なり、フランスは社会の多様性の表明という点で難題を抱えることになる。

9) *Ibid.*, p.34.

10) *représentation* は、この場合のように「代表」と訳出するのが不適当な場合を除き、「表象」のニュアンスをも含む場合でも原則として「代表」と訳出する。「代表」の含意については、以下の委任=代表と表象=代表の区別をも参照。

11) *Démocratie inachevée*, p.33.

る<sup>12)</sup>。

ロザンヴァロンは、以上のような視点に基づき、3つの並列した場面の展開として、フランス民主主義の歴史を描き出す。第1場（『市民の聖別式』）では、近代民主主義の主体である市民—自律的個人—の形成が普通選挙の歴史を通じ検討される。第2場（『見出し難い人民』）では、等質の抽象的個人のみから構成される社会をいかに代表するのかという困難が、代表の歴史として考察される。第3場（『未完の民主主義』）では、民主主義の具体化—とりわけ人民の権力と代表民主制との緊張関係—という問題が扱われている。代表における等質性と多様性をテーマとする本稿が主として検討するのは、これらのうち第2の場面である。もっとも、3つの場面はいずれもフランス民主主義という同じ対象を異なる角度から照射したものであり、それぞれが密接に関わり合っているだけに、第2の場面だけを切り離して考えることはできない。それゆえ、他の2つの場面にも言及しつつ、議論を進めることになる。

いうまでもなく、憲法学の領域においても、フランス民主主義の歴史に関する優れた研究は少なからず存在する。そして特に日本にけるそうした研究の代表作としてまず想起されるのは、杉原泰雄による一連の国民主権研究であろう<sup>13)</sup>。杉原は、周知のように、「民衆の憲法構想」に着目しつつ、主として社会経済的関係の視点から、フランスにおける「国民主権」の歴史を「人民主権」との対抗、そして「人民主権への傾斜」という観点より描き出している。ロザンヴァロンが扱うテーマは、「国民主権」と「人民主権」、「純粹代表制」「半代表制」「半直接制」「社会学的代表制」など、日本でもなじみの深いフランス憲法学における民主主義に関する基礎概念とも重なり合う部分が少なくない。ロザンヴァロン自身、こうした憲法学上のカテゴリーや、エスマン、カレ・ド・マルベール、デュギーなどの憲法学説にも度々言及している。

しかし他方、ロザンヴァロンは、先に見たようにフランス民主主義が内包する曖昧さ・未確定を議論の出発点に据え、「規範性を押しつけて、こうした未確定

12) *Ibid.*, p.34.

13) 杉原泰雄『国民主権の研究』（岩波書店1971年）；『人民主権の史的展開』（岩波書店1978年）；『国民主権の史的展開』（岩波書店1985年）。

を晴らそうとしてはならない」<sup>14)</sup>と述べ、特定の概念や定義を前提とした規範的アプローチとは一線を画する立場をとる。以下では、憲法学上の概念や議論を意識しつつも、さしあたってはそれらとの直截的な対比を避け、ロザンヴァロンの議論に沿った形で検討を進めてゆく。それは、従来の法的カテゴリーには必ずしも収まりきれないものを、社会・哲学史という視点からのロザンヴァロンの民主主義史が含んでいると考えるからである。そのうえで改めて、憲法学における主権論・代表制論との関わりで、彼のフランス民主主義史が示唆するものを考えてみることにしたい。

## II 代表の困難・未確定とフランス民主主義の歴史

### 1 民主的普遍主義と代表の困難—フランスの特殊性

#### (1) 民主的権力の具体化

「人民主権原理<sup>15)</sup>は明瞭に近代政治を定礎するが、その実施形態は極めて不安定なものと映る。その起源以来、近代的体制の定義は、民主的権力の体現(incarnation)形態と具体化の条件とに関する二重の未確定により特徴づけられる。」<sup>16)</sup>

ロザンヴァロンは、フランス民主主義がその出発点において内包した「二重の未確定」についてこのように述べる。このうち、「民主的権力の具体化の条件」に関わる「未確定」は明瞭であり、人民の直接的権力行使が近代国家においては不可能であるという点に由来する。1789年の「人権宣言」により人民主権(「国民主権」)が「原理」として確立されるが、周知の通り、その具体化・制度化をめぐる激しい争いがあった<sup>17)</sup>。ロザンヴァロンの表現を借りれば、そこには「直截的かつ持続的に能動的な人民の権力というラディカルな視座」と「統治者

---

14) *Démocratie inachevée*, p.34.

15) ここでの「人民主権」は、憲法学における「国民主権」「人民主権」の区別に厳密に対応したものではなく、「人民の権力」とほぼ同義である。もっとも、その「具体化の条件」は、人民自身による直接的権力行使の理念と代表民主制の採用との間の緊張関係という、まさに「国民主権」「人民主権」の区別が提起する問題に関わるものである。

16) *Le peuple introuvable*, p.10.

17) 杉原・前掲注(13)『国民主権の研究』参照。

による権威の行使への単純な同意というはるかに制限的概念」<sup>18)</sup> とが同居していた。人民による直接的権力行使を理想とみるものが代表民主制を「新たな貴族制」として批判する一方、代表民主制こそ民主主義の精神に適うとみるものは、「人民」(民衆)による直接的権力行使を無秩序・無政府状態とさえ同視した。

直接民主制と代表民主制をめぐる争いは、革命期を通じ次第に明瞭になり、後にカレ・ド・マルベールにより「国民主権」「人民主権」としてそれぞれ体系化されることになる。しかし、1789年の時点では、両者の区別は必ずしも十分に意識されてはいなかった。ロザンヴァロンはその理由として、解放をめぐる近代の2つの理念、すなわち「個人の自律の実現と集団的権力の表明」(あるいは自由主義と民主主義)との間の矛盾を制憲者たちが明瞭に区分していなかったことをあげている<sup>19)</sup>。この両者の矛盾・緊張は、次に見る代表の領域においても重要な意味をもつ。

## (2)代表の困難

フランス民主主義の当初よりのもうひとつの未確定、「民主的権力の体現形態」は、本稿が主題とする代表に関するものである。冒頭でも述べたように、代表の危機や困難はフランスに限ったものではない。ヨーロッパにおける近代国家の発展は、宗教戦争を経て、公と私の区分を帰結した。こうして、16・17世紀の近代国家は、「私的信条の保護と、それ自体完結し閉ざされた、純粋に機能的に正当化される政治空間の形成とに同時に立脚する」<sup>20)</sup>。しかし、国家の安定とともに、自律的に固有の合理性に基づき活動する国家のあり方に批判が向けられるように

18) *Démocratie inachevée*, p.11.

19) 通常「主権」と「自由」が対置されることからすれば(杉原泰雄『国民主権と国民代表制』(有斐閣1976年)133頁以下、樋口陽一『憲法・改訂版』(創文社1998年)26頁以下など参照)、「国民主権」と個人の自律・自由主義との関係については若干の補足が必要であろう。ロザンヴァロンは「国民主権」につき、「いかなる集団も完全に権力を占有することのできない真の法治国家をうち立てることをめざす」ものであるとしている(*Démocratie inachevée*, p.21)。確かに、「国民主権」の理論を体系化したカレ・ド・マルベールは、「国民主権」の下ではいかなる国家機関も単独では主権者とはなり得ないと述べ(R.Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'État*, Paris, Sirey, 1922, t.2, p.169 note 2)、また、「法治国家」についても、多様な統治形態と結合しうることを指摘している(*Contribution à la théorie générale de l'État*, 1920, t.1, p.491)。しかし、「国民主権」の下でのフランスの憲法体制が比較的最近まで議会優位に立脚し、「法治国家」とは異なるものであったことは周知の通りである。

20) *(Malaise dans la représentation)*, p.157.

なり、次第に「政治の公共性」が要求され始める。こうした公共性の要求が、政治と社会を接続するものとしての代表の形成を導くことになる。しかしその形成と同時に、代表は大きな困難を内包することにもなった。この点について、ロザンヴァロンは次のように述べる。

「政治と社会を接続する必要性と結びついた真の政治社会の発展は、この時代以降、解決と同時に問題としての代表の概念を確立する。解決というのは、それが政治領域の社会的正当化の形態—政治領域が自らの内に閉じこもるのを妨げる—をうち立てるからである。しかし、市民社会と政治社会との間の距離の縮小が相変わらず困難でもろいままである限度において、問題なのである。」<sup>21)</sup>

ここで重要なのは、「市民社会と政治社会との間の距離」ないしは分離が、「自由の条件」となっているという点である<sup>22)</sup>。それゆえ両者の間の距離あるいは緊張は、「排斥すべからざるもの」である。ロザンヴァロンはマルクスを引きつ<sup>23)</sup>、こうした近代政治のディレンマについて、次のように指摘する。

「政治システムと市民社会の分離は個人の自由の条件であるが、この生産的分離は、常に否定的隔たりへと変質するおそれがある。それ故、分断が常に要求されると同時に告発されるのである。」<sup>24)</sup>

以上の論述は、基本的には近代民主主義社会全体に妥当するものであるが、しかし当然ながら、社会によって分離の強度やディレンマの現れ方は大きく異なる<sup>25)</sup>。多元的な集団や利益の存在が許容される社会にあっては、政治と社会の分離はさほど強くは意識されない。ドイツやイギリスでは、「社会的階級はそれらの相違において承認されており」、乖離は、さほど際だたない。「社会の分割と

21) *Ibid.*, p.158.

22) 主権が人一般の権利としての「人権」を生み出したとする樋口陽一の指摘をも参照。樋口・前掲注(19)30頁。

23) マルクスによる以下の指摘を参照。「代議制度は、一大進歩である。なぜならそれは、近代の国家状態の公然たる、歪曲されない、一貫した表現であるから。それは、明らかな矛盾である。」「ヘーゲル国法論(第162節-313節)の批判」大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集・第1巻』(大月書店1959年)315頁。

24) 《Malaise dans la représentation》, p.159.

25) この点に関する基本文献として、B.Badie et P.Birnbaum, *Sociologie de l'État*, Édition Grasset et Fasquelle, 2<sup>e</sup>éd, 1982.また、その邦訳として、B.バディ・P.ビルンボーム著/小山勉訳『国家の歴史社会学』(日本経済評論社1990)。

必須の多様性の尊重との事実上の承認」が多元主義を通じなされているからである。一方、アメリカの場合は、政治は「抽象的な市民の絆の概念」に立脚している。しかしそれは、共同体、圧力団体、マイノリティーなど、「社会的多様性の異なる表現形態が存在することで補われている」<sup>26)</sup>。

これに対して、「社会的多様性と市民的普遍主義を同時に考えねばならない困難」<sup>27)</sup>を抱えたフランスでは、社会と政治の乖離は最もラディカルな形で現れることになった。

### (3) 民主的普遍主義と個人の聖別

フランスにおける代表の未確定あるいは困難は、ロザンヴァロンによれば、次のように、一般意思の至高性の表明としての政治的原理と社会学的原理との間の乖離に存する。

「自然的歴史的秩序に対して意思の至高性を神聖化することで、近代政治は、並行して進める解放のプロジェクトが社会を抽象化しようとするときに、人民に権力を付与する。……政治的原理は集団的主体の権力を承認するが、社会学的原理はその一貫性を解体しその可視性を縮減しようとする。」<sup>28)</sup>

以下、フランスにおけるこの代表の未確定・困難について、ロザンヴァロンの議論に従い多少詳しく見てゆくことにしたい。

こうした社会の抽象化と可視性の縮減の出発点にあるのは、政治的平等の要請である。ロザンヴァロンは続けて以下のように述べる。

「すべての相違と区別は退けられ、人はもはや共通かつ本質的資質においてのみ考えられねばならない。すなわち、自律的主体という資質である。」<sup>29)</sup>  
人をそのあらゆる社会的属性や相違と切り離し、「自律的主体」としてのみ捉えるこの「個人の法的聖別」により、政治的平等が確立する。「自律的法主体と従属的法主体の間の相違」のみが存在し、「抽象的平等が許容する唯一の区別は現

---

26) 《Malaise dans la représentation》, p.166.

27) *Le peuple introuvable*, p.87.

28) *Ibid.*, p.12.

29) *Ibid.*, p.13.

実の法主体の性質(年齢、性別等)の区別のみである」<sup>30)</sup>。

かかる政治的平等の確立は、「平等の革命」とも評しうるものであった。むろん、近代以前にも平等の観念は存在した。しかし、主としてキリスト教的哲学に立脚した近代以前の平等は、有機的社会像を前提に、神の前での尊厳の平等(市民的平等)や同じ共同体の構成員相互の連帯の義務(社会的・経済的平等)から

30) *Le sacre du citoyen*, pp.70-71.

かかる観点からすると、1791年の選挙法制が確立した、受動的市民・能動的市民の区別にもとづく納税額による制限選挙は、説明が容易ではない。この制限を可能にする法的枠組みは「選挙権公務説」により提供されるが、納税額による制限選挙は、「哲学的には、「自律的個人」を主体とした政治的平等といかに両立するのであろうか。

ロザンヴァロンによれば、「革命期に表明される選挙哲学は、納税額による制限選挙の本質(*essence censitaire*)をもつものではない。「所有者という資質は、もはや単に経済的地位を定義するのではなく、社会的道徳的保証の体系全体を統合するのである」。ロザンヴァロンは、こう述べ、教育と叡智、公事への関心、腐敗からの独立という3つの保証を財産のうちに見出したバルナーヴの演説(*A.P., première série, t.XXIX, p.366*)を引用している。もっとも、バルナーヴの発言自体は、「市民権の本質についての原理的態度表明ではなく、平板にブルジョワ的な、階級の視点」であったとも評している(*Le sacre du citoyen*, pp.89-91)。革命期の選挙権をめぐる議論については、辻村みよ子『「権利」としての選挙権』(勁草書房1989年)66頁以下も参照。

一方、女性の排除は、当時「当然」のもと受け止められていた。「個人主義的情熱にもかかわらず、1789年の人々は女性を『真の個人』とは見なさない。彼らにとって、女性にはなお、市民社会の外にある家事の領域に閉じこめられていた」からである(*Ibid.*, p.136)。更に女性以外にも、「自律的意思」をもち得ない、あるいは「従属的」な地位にあるとされた人々は、選挙から排除されることとなった。未成年者、精神障害者、修道士、奴婢などである(*Ibid.*, p.122 et s. この点については、B.Manin, *Principes du gouvernement représentatif, Flammarion*, 1995, p.131 et s. も参照)。

財産要件の撤廃、女性の政治参加など、「自律的個人」の範囲はその後拡大してゆく。精神障害者についても選挙権付与の動きがあることをロザンヴァロンは指摘しているし、選挙権付与の年齢についても16歳にまで引き下げた国もある。しかし、「いかなる資質もなしに純粋な個人として理解され、自律あるいは能力基準への準拠からおおよそ独立した」(*Le sacre du citoyen*, p.419)「絶対的個人」を有権者として想定した、文字通りの選挙の普遍化(*universalisation*)——市民と個人との一致——は今日においてもなお途上にある。

ちなみにロザンヴァロンは、精神障害や年齢の先に残る最終的区分線として、刑の宣告や破産により市民的・政治的権利を剥奪されたものをあげている。しかし、「重大な法律違反を犯したものは、自ら社会契約の外に身を置いた」のであって、かかる区分線は平等原理のうちにあるとしている(*Ibid.*, p.421)。

更に、ロザンヴァロンによれば、各個人を有権者にしようとする以上のような「普遍化の作業」は、「市民権の概念を社会の個人化に応じ希釈化し、並行して国民的アイデンティティーという、余儀なき境界の屹立を随伴する」(*Ibid.*, p.422)ことになる。《Citéの内外》の確定、すなわち市民権と国籍の関係の問題である。かかる視点から、ユダヤ人、植民地のイスラム、更には欧州市民権が検討されている。ロザンヴァロン自身は、外国人というカテゴリーを否定すれば集団としての一体性・アイデンティティーを定式化することができなくなるとしている(*Ibid.*, p.438)。またマーストリヒト条約のように地方参政権を国政選挙と区別する立場についても、「フランスの普遍主義は市民権を一体としてしか考えられない」と述べ、憲法改正の問題を超え、それがフランスで意味をもつためには、「真の連邦制的な空間の実現」が必要であるとしている(*Ibid.*, p.441)。

理解されるものであった<sup>31)</sup>。政治的平等はこれとは明確に一線を画する。ロザンヴァロンは述べる。

「政治的平等は、原子的で抽象的な社会的紐帯の形成のヴィジョンの枠内でしか定式化され得ない。それは、換言すれば、社会の階層的な、あるいは分化した組織化と完全に調和する他の平等の形態とは反対に、ラディカルな個人主義の視座においてしか考えられない。」<sup>32)</sup>

こうした平等の要請の帰結として、全く人為的な、個人の自由意思による契約から発する関係のみが「社会的紐帯の正当な形態」<sup>33)</sup>とされる。

このようにフランス革命を通じ、近代前の社会が身分という「相違」によって統合されていたのとは異なり、「普遍的規範によって社会を統治可能にするために『社会を一般化し』、抽象化する」<sup>34)</sup>ことが企図された。かかる「形式的な法的構築原理」は、個人のみからなる社会を、それぞれの持つ相違を超えた共通の空間を創出することで、統合するものとして積極的意味をもった。しかしながら、それは同時に、社会の「可視性」を大きく損なうことにもなった。団体や身分を通じた代表を考えることのできた近代以前の社会とは異なり、有機的な社会的紐帯と切断された平等で抽象的な個人のみからなる社会を代表することは極めて困難である。

「人民は物的密度を失い、まったくの数 (nombre) に、すなわち、対等なものからなる、法の支配の下で純粋に等価な個性からなる力 (force) と化す。それこそが、ラディカルな形で普通選挙が表明するものである。」「社会はもはや、完全に交換可能な、投票という創設の瞬間に投票箱に集積される計数単位に帰する、同等な票からのみ構成される。」「人民も国民も爾来感知可能な肉体を持たない。」<sup>35)</sup>

こうして、「人民がもはや固有の内実を持たないだけに、人民を人為的法人格

31) *Ibid.*, p.13.

32) *Ibid.*, p.14.

33) *Le peuple introuvable*, p.13.

34) *Ibid.*, p.14.

35) *Ibid.*, p.14.

に作り上げることがそれだけ一層必要になる」<sup>36)</sup>。かかる「法的フィクション」は、身分社会・封建社会の解体に当たり強い抵抗に遭遇したがゆえに「強い国家」を必要としたフランスでは不可欠であった<sup>37)</sup>。中間団体の徹底した否定の結果、国家は「中間団体を接続するヒエラルヒーの制御・組織の頂点」から「原子化された個人からなる社会の統一者」へと性格を一変した。国家は、自らのうちに公的領域を集約し、「一般利益の唯一の体現者」として立ち現れることになった<sup>38)</sup>。中間団体の廃止の結果、国家=政治の領域は大きく拡大する。「より根本的には、社会を構成する特殊性、相違、特異性が否定されたときから、政治と社会は一致する」<sup>39)</sup>。それだけに、市民権という絆のみによって形成される共同体全体を体現する「人民(国民)」の創出は極めて重要な意味をもつ。

君主制下にあっては、人民を体現したのは君主であった。「社会契約の初期の理論家達は、君主の制度に社会の表象(figuration)の役割を承認することで、この困難を解決した」<sup>40)</sup>。しかし、「民主主義の要請の到来」とともに、「表象」は大きな困難を内包することになった。「一体性」「平等」といった法的フィクションと現実の社会の多様性の間の乖離ゆえに、「その法的有用性と社会学的人為性との間の緊張」<sup>41)</sup>が絶えず高まるからである。代表の未確定・困難が存在するのはまさにこの点である。ロザンヴァロンは以下のように述べる。

「民主主義においては、常に現実的同定(identification réelle)の形態を産み出す必要がある。代表のプロセスはかくして相矛盾する二重の要請に服することになる。すなわちそれは、フィクションの所作の追求を含意すると同時に、知覚可能な同定(identification)の要求を帰結するのである。代表制の基本的アポリアはそこに発する。このことは、代表制がその実施の当初からある種

---

36) *Ibid.*, p.15.

37) B.Badie et P.Birnbaum, *op.cit.*, p.173 et s.

38) 《Malaise dans la représentation》, pp.161-162.

39) *Le sacre du citoyen*, p.70.

40) *Le peuple introuvable*, p.16. ロザンヴァロンはここで、「代表すること、それは『人格化すること(personnifier)』である」とのホブスの言葉を引くと共に、カールシュミットにも言及している。なお、カール・シュミットの代表概念については、後述の委任=代表と表象=代表の区別を参照。

41) *Ibid.*, p.16.

の危機におかれる理由を説明してくれる。」<sup>42)</sup>

様々な団体や身分から構成される有機的な社会にあっては、社会のイメージを代表を通じ再生することは易しい。しかし、有機的な紐帯から切り離された抽象的個人のみからなる社会において、「代表可能な人民」をいかに構成することができるであろうか。たしかに、選挙のプロセスを通じた「人民の代表」はフランス革命を経て実現された。しかし、「同定 (identification)」の機能は、なお満たされないままである。ロザンヴァロンは次のように述べる。

「かくして、個人の権利としての投票権と社会的アイデンティティー<sup>43)</sup>産出の条件との間に断絶が確立する。代表の概念自体が分解される。表象 (figuration) と委任 (mandat) という2つの機能はもはや併存せず、後者のみが明瞭な形で存続する。」<sup>44)</sup>

表象＝代表 (représentation-figuration) と委任＝代表 (représentation-mandat) という区別を特に意識することなくこれまで「代表」という語を用い議論を進めてきたが、ロザンヴァロンによる代表の2つの側面の区別は、代表における等質性と多様性という本稿の主題との関係でも重要な意味をもつと思われるので、ここで若干その意味を敷衍しておくことにしよう。

両者の区別は、ドイツ語における《Repräsentation》と《Stellvertretung》という2つの言葉の区別を念頭に置いたものである。フランス語の représentation は、「代理」を指す後者の意味をも含む<sup>45)</sup>。表象＝代表 (représentation-figuration) は、「目に見えない存在を公然と現存している存在によって見えるようにし、現在化すること」<sup>46)</sup> という、カール・シュミットによる《Repräsentation》<sup>47)</sup> の定義をも想起させる。シュミットにあっては、教会をモデルとした

42) *Ibid.*, pp.16-17.

43) 《identité》は、そのニュアンスを考慮し、「同一性」ではなく「アイデンティティー」と訳出する。

44) *Ibid.*, p.34. 《figuration》は、以下のカール・シュミットの《Repräsentation》との相違も考慮し、「表象」と訳出する。

45) カール・シュミットによる両者の区別につき、特に以下を参照。O.Beaud, 《Repräsentation et Stellvertretung : sur une distinction de Carl Schmitt》, *Droits* 6 (1987), p.11.

46) カール・シュミット／阿部照哉・村上義弘訳『憲法論』(みすず書房1974年) 245頁。

47) カール・シュミットに関する傑出した研究である和仁陽『教会・公法学・国家』(東京大学出版会1990) は、「代表的具現」「具現」「示現」等、様々な訳語を検討した上、《Repräsentation》に「再現前」という訳語を当てている(同書172-173頁)。

《Repräsentation》は、本来的には君主制の構成原理であるとされ、人民の現存性を前提とする「同一性」の対概念として提示される。一方、ロザンヴァロンによる表象＝代表が含意するところは、以下のようにシュミットとはかなり異なっている。シュミットに着想をえ、また不可視のものの「現在化」という要素を含みつつも、君主や大統領ではなく、主としては議員をはじめ様々な「代表」による、「全体としての政治的統一体」ではなく、むしろ「社会の多様性」の表明につながるものとして考えられている。それはまた民主主義自体とも不可分である。

ロザンヴァロンによれば、表象＝代表と委任＝代表という代表の2つの意義のうちに、「民主主義原理の自明で抗い難い性格とその実施の問題性の側面との乖離」、あるいは「民主主義の哲学的定義とその制度化の条件との間の緊張」が明らかになる<sup>48)</sup>。それは、本稿の主題により即した表現を用いれば、「アイデンティティの産出と権力の正当化」の問題であると言い換えることもできよう。表象＝代表は、「すべての集団に発言の可能性を与えることで、その多様性における社会の表現を可能にすることを目的とする」のに対し、委任＝代表は、「代表政 (gouvernement représentatif) の構成を目的とし、権力についても社会についても一体性を強調する」<sup>49)</sup>。また、委任＝代表が数的平等を志向するのに対し、表象＝代表は「質的平等」、すなわち「多様性の尊重と特殊性の平等な配慮」を要請してゆくことになる<sup>50)</sup>。

しかし、繰り返し述べてきたように、法的には抽象的個人のみから構成される社会にあって、社会の多様性を表現することは困難である。それゆえ、革命期には、等質性・一体性を求める委任＝代表の側面が前面に立ち現れることになった。「アイデンティティの産出」は、「多様性の表現」ではなく、次に見るように、「全体の表象 (figuration de la totalité)」と<sup>51)</sup>という、シュミットの《Repräsentation》にも似通った、形をとることになる。

---

48) *Le peuple introuvable*, p.11.

49) *Ibid.*, p.91.

50) *Ibid.*, p.137.

51) *Ibid.*, p.18.

## (4)「国民」の構築

フランス革命は、「投票の法的原理と同定の社会学的原理の間の緊張」を募らせた。しかし、ロザンヴァロンによれば、「事態の推移」により、この緊張は覆い隠されることになる。反革命の動きに抗するためにも、また旧来の団体社会との断絶を象徴するためにも、「人民」の「一体性」を強調することが不可欠であった。「一体性の原理のみが、1789年に《旧体制という中世の巨像》と呼ばれたものを覆しうる勢力を築き上げることを可能にする<sup>52)</sup>」と考えられたのである。そして、「一体性」を強調するために「第三身分」にかわり案出されたのが「国民」の概念である。「身分」に分裂した社会を想起させる「第三身分」とは異なり、「国民」は「団体社会の完全なアンチテーゼとして理解される、等質かつ完全な総体<sup>53)</sup>」を意味する。もっとも、平等な個人の集合体から、社会全体を体現する「国民」という抽象的人格を創出するのは、さほど容易なことではない。この点で、ロザンヴァロンが目するものが、シエースによりなされた、「国民の構築 (adunation)」「再生 (régénération)」「代表」という一連の知的作業である<sup>54)</sup>。シエースこそ、「国民の一体性の理論家」であった<sup>55)</sup>。

まず、聞き慣れない言葉であるが、《adunation》はシエース独特の用語で、「社会的一体性が作り上げられ、相違を昇華し、もやは平等な市民の形でのみ自己を捉えることで、人々が総体としての国民をなす<sup>56)</sup>」プロセスを指す。《adunation》との表現が用いられたのは、フランス全土を人為的な行政単位である県 (département) に分割することが議論されていた1789年の秋のことである<sup>57)</sup>。その目的は、何より、「行政上、地理上、職業上のあらゆる旧来のカテゴリー<sup>58)</sup>

52) *Ibid.*, p.35. 《旧体制という中世の巨像》との表現は、ビュロー・ド・ピュズィ (Bureaux de Puzy) の国民議会での発言による。

53) *Ibid.*, p.35.

54) ここでのシエースの議論については、以下の文献をも参照。浦田一郎『シエースの憲法思想』(勁草書房1987年) 193頁以下; P.Bastid, *Sieyès et sa pensée*, Librairie Hachette, 1939, p.352 et s, p.560 et s. 3つの概念の区別は、A.De Baecque, *Le corps de l'histoire : métaphores et politique 1770-1800*, Calmann-Lévy, 1993, p.122 ets. に着想を得たものである。

55) P.Bastid, *op.cit.*, p.360.

56) *Le peuple introuvable*, p.36. P.Bastid, *op.cit.*, p.387も参照

57) *Observations sur le rapport du comité de constitution, concernant la nouvelle organisation de la France*, 2 octobre 1789, p.2, *Œuvres de Sieyès*, t.2, EDHIS, 1989. なお、テキストの参看にあたり、浦田一郎教授に御配慮をいただいた。

58) *Le peuple introuvable*, p.36.

を抹消することであった。様々な相違を抱える諸地域を「国民」という抽象的観念的総体に融合することが企図されたのである。こうして形成された政治社会(société politique)は、様々な多様性を内包する社会を再現するものではない。それはまさに、「真の平等な個人の社会の先取り」<sup>59)</sup>としての意味を持つ。こうして「国民」は、「その帰属を精算し、偶発的決定のすべてを廃し、平等な基礎と一致した社会」<sup>60)</sup>として再生(régénérer)されるのである。

最後に、こうして形成された「国民」の理念に「意識と実体」を与える作業が必要になる。それが、政治代表(représentation politique)の役割である。代表を通じ、一体・不可分の「国民」が姿を現すことになる。ロザンヴァロンは、次のように述べる。

「代表は一体性とアイデンティティーを産み出す。投票行為は個人的次元の権利であるが、代表の主体は別々に捉えられる個人ではなく、国民、すなわち分解不能な総体としての共同体である。代表が産み出す唯一のアイデンティティーは、市民の、全体への帰属のアイデンティティーである。」<sup>61)</sup>

憲法学における「国民権」論・「代表委任(mandat représentatif)」論<sup>62)</sup>をも想起させる一節である。あるいは、ここに、「県において指名される代表は特定の県の代表ではなく全国民の代表であり、代表にはいかなる委任も与えられない」という、1791年憲法の規定を重ね合わせてみることもできよう。先に、委任=代表と表象=代表の両側面のうち、前面に出るのは委任=代表であると述べたが、ここでは無論選挙権の行使を通じた権力の委任が問題となっているわけではない。「委任」があるとすれば、まさに国民全体から代表への委任である。しかし、「国民」は代表に先立って存在するのではなく、むしろ「国民」を創出するのが代表なのである。それゆえここでの代表は、まさに「国民の人格と意思の組織化の制度」である<sup>63)</sup>。委任=代表は、「権力の正当化」としての側面を強く

---

59) *Ibid.*, p.37.

60) *Ibid.*, p.37.

61) *Ibid.*, pp.38-39. ちなみにシエースは、国民代表の永続性を保つため、国民議会の部分改選(=再生)を主張している。A.De Beacque, *op. cit.*, p.124 et s.

62) 「代表委任」「立法委任」につき詳しくは、R.Carré de Malberg, *op.cit.*, t.2, p.212 et s.

63) *Ibid.*, p.231. *Le sacre du citoyen*, p.169も参照。

帯びることになる。一方、かかる代表の中にも、表象＝代表としての側面が全く存在しないわけではない。しかしそこで生み出されるアイデンティティーは社会の多様性を映し出すものではなく、あくまで「全体への帰属のアイデンティティー」である。

かかる意味の代表においては、選挙も代表と切断される<sup>64)</sup>。代表の権力は選挙を通じた「委任」に由来するわけではないからである。「法律は一般意思の表明である。全ての市民は、直接にあるいはその代表を通じて、その制定に参与する権利を持っている」との人権宣言第6条の規定からもうかがわれるように、政治的平等は、本来、「あらゆる市民が代表への権利をもち、結果として選挙権を認められるべきこと」<sup>65)</sup>をも含意していた。しかし、「国民主権」を採用した1791年憲法の下で、選挙は主権行使への参加としての実体を喪失する。「投票権の問題は、社会的包摂 (inclusion sociale) と一般意思の表明という、2つの論理の間で引き裂かれる」。その結果、「一般意思の理念と意思の平等の理念との間には、いかなる自動的絆も存在しない」<sup>66)</sup>。こうして、選挙の2つの側面、すなわち、「帰属＝選挙 (suffrage-appartenance)」と「主権＝選挙 (suffrage-souveraineté)」が分離されることになる<sup>67)</sup>。前面に現れるのは、いうまでもなく、「帰属」あるいは「包摂」の側面である。

以上のようにして、「等質の総体」としての単一不可分の「国民」が形成された。しかし、フランス革命が追求した「等質社会のユートピア」<sup>68)</sup>は実現しなかった。ロザンヴァロンは述べる。

「代表は、社会体の現実的多様性と、代表のプロセスがその産出の任を負う政治的一体性との間で引き裂かれている。かくして、議会 (l'Assemblée) が体現しているものと見なされる国民＝人民の抽象的一体性が、現実社会を構

64) *Ibid.*, pp.217-218.

65) R.Carré de Malberg, *op.cit.*, t.2, p.232 et s. N.Saripolos, *Démocratie et l'élection proportionnelle*, Paris, Arthur Rousseau, 1899, t.1, *op.cit.*, p.97 et s.も参照。杉原泰雄も、1789年人権宣言の「国民主権」につき、「人権宣言自体の合理的な解釈と人権宣言の制定を取り巻く当時の客観情勢」から、ルソー的な「人民主権」、すなわち「全市民の政治参加を不可欠とする人民主権を表明している」と解するのが最も合理的であるとしている。杉原・前掲注(17)219頁。

66) *Le sacre du citoyen*, p.170.

67) *Ibid.*, p.163.

68) *Le peuple introuvable*, p.39.

成する分裂と相違とにより裏切られる虞は絶えない。」「こうした基礎において理解されるならば、代表の危機はそれゆえ機能不全や歪曲から帰結されるのではない。それはその目標自体に一体化したものである。」<sup>69)</sup>

代表が内包するこのような危機あるいは困難は、先に述べたように、しばし「事態の推移」により覆い隠される。革命をめぐる緊迫した情勢を前に、代表の危機の亢進は回避される。ロザンヴァロンの表現に従えば、「情勢=人民がかくしてしばし代表の構造的アポリアを解決するのである」<sup>70)</sup>。しかし、代表の困難それ自体が解消されたわけではない。それゆえ、情勢の変化と共に、代表の危機は様々な形で顕在化し、「満たされることのないアイデンティティの永続的希求」<sup>71)</sup> が様々に表明されてゆくことになるのである。

(以下次号)

---

69) *Ibid.*, pp.40-41.

70) *Ibid.*, p.41.

71) *Ibid.*, p.18.